

以下は、台風や集中豪雨、地震などの自然災害への対応について、1. 開催可否の判断基準、2. 周知の方法、3. 中止時の対応、についてまとめたものです。

1. 開催可否の判断基準

- a. 開催地において台風や集中豪雨等による被害が予想される場合、
 - a-1. 開催日当日の朝6時の時点で「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合は、午前のプログラムは中止とする。
 - a-2. 開催日当日の朝9時の時点で「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合は、午後のプログラムは中止とする。
 - a-3. 朝9時以降に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令された場合は、その後のプログラムは中止とする。
 - a-4. なお、a-1～a-3について開催地（開催校）における休校等の判断基準がある場合はその判断基準を考慮に入れて決定する。
- b. 開催地において地震や集中豪雨による被害が発生した場合、会場および周辺の状態、会場へのアクセスの状態を踏まえ、速やかに実施の可否を判断する。
- c. 台風の接近など参加予定者の多くが開催地への移動が困難となることが予想される場合、開催地への交通機関の運行状況を踏まえ、前日正午までに、実施の可否や一部地域の方のみ紙上発表という形にすること等を判断する。

2. 周知の方法

本会ホームページを通して周知するとともに、事前登録者や発表者へは一斉メールにて連絡する。

3. 中止時の対応について

プログラムの一部中止あるいは全部中止双方の場合とも、研究発表は紙上発表として行われたものとして扱う。よって、事前に徴収した参加費は原則返金しない。なお、研究発表を行う者は参加登録をすることとなっているため、事前に支払いをしていない発表者については、紙上発表としての参加費の支払いをお願いする。ただし、シンポジウム企画のオーガナイザー以外の登壇者のうち1～2ページ分の発表要旨を要旨集に掲載していない登壇者については、紙上発表を行ったとみなすことは難しいため参加費は不要とする。

交流会が中止となった場合は、会場の条件に基づいて事前に徴収した金額のうち可能な範囲で払い戻しを行う。